法令 No.8 使用者等の義務②

第51回(2006年)

問 23 合併等に関する次の文章の(A) \sim (D)に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「許可使用者である法人の合併の場合(許可使用者である法人と(A)でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係るすべての(B)及び(C)又は当該許可に係る放射線発生装置並びに(D)を一体として承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について文部科学大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該(B)及び(C)若しくは放射線発生装置並びに(D)を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継する。」

	(A)	(B)	(C)	(D)
(1)	許可使用者	放射性同位元素	放射性同位元素によって汚染された物	使用施設等
2	許可使用者	表示付認証機器	放射性同位元素装備機器	放射性同位元素等
3	届出使用者	認証機器	放射性同位元素によって汚染された物	放射性同位元素等
4	届出使用者	表示付認証機器	放射性同位元素装備機器	廃棄施設
5	許可使用者	認証機器	放射性同位元素によって汚染された物	廃棄施設等

問24 使用の廃止等に伴う措置及び使用の廃止等の届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者が、その許可に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止した ときは、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 許可使用者が、その許可に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止した ときは、放射線業務従事者の受けた放射線の量の測定結果及び健康診断の結果の記録を文部科学大臣 の指定する機関に引き渡さなければならない。
- C 許可使用者が、その許可に係る放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止した ときは、放射性同位元素によって汚染された物を許可使用者に引き渡さなければならない。
- D 表示付認証機器届出使用者は、その表示付認証機器のすべての使用を廃止した日から3月以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 1) A & B 2 A & C 3 A & D 4 B & C 5 B & D

問26 所持の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、その許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で放射性同位元素を所持する ことができる。
- B 許可を取り消された許可使用者は、所持していた放射性同位元素を、許可を取り消された日から 30 日間、所持することができる。
- C 許可使用者から放射性同位元素の運搬を委託された者は、その委託を受けた放射性同位元素を、委託を受けた日から30日以内に荷受人に引き渡さなければならない。
- D 届出販売業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持することができる。
 - 1 ABCのみ ② ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCD すべて